

00512

毎週火、金曜日発行(但休日に当る時は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第五百六十一号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十九年十月六日

鳥取県知事 石破二朗

◇告示 目次
農地法による土地配分計画の作成

新たに行なおうとする土地改良事業の認可
鳥取県地方労働委員会労働者委員等の候補者

公共測量を実施する旨の通知
公有水面の埋立の追認

◇公告 危険物取扱主任者試験の実施
クリーニング師試験の合格者

保母試験の合格者
農業改良普及員等の資格試験の合格者

区分	地区名	所在地	入植予定	壳渡数	植口
(工区)	郡市	町村	大字	予定壳渡数	増
				予定壳渡数	反
土地	若桜	八頭	若桜	五	三、〇三
				五	三、〇三
				一	一、一〇七
					反
					新規入植二〇口五戸
草地	諸鹿				(宅地五口、農地五口、薪炭林地五口)
					採

計

五.

四三、〇一八

五.

一七三、一一〇

一
反
一
七三、一〇九

既入植者増地一二口、五戸
 新規団体三口、一団体
 (宅地二口)、農地五口、採
 草地五口)
 風林地一口、道路敷地一口)

鳥取県告示第五百六十二号

羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なうとする
 土地改良（暗渠排水）事業は、土地改良法（昭和二十四
 年法律第一百九十五号）第四十八条第三項における准用す
 る同法第十条第一項の規定により、昭和三十九年十月六
 日認可した。

昭和三十九年十月六日

鳥取県知事 石破二朗

昭和三十九年十月六日

鳥取県知事 石破二朗

第十九期鳥取県地方労働委員会 労働者委員
 使用者委員 候補者推薦要領

一 推薦する者の資格

(一) 労働者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区
 域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二

鳥取県告示第五百六十三号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に關し、次のと

十四年法律第一百七十四号）第二条の規定に適合する

労働組合であること。

(二) 使用者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区
 域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことを
 主なる目的としているか又は業務の主要な部分として
 いる使用者団体であること。

二 推薦される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、ともに労働組
 合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。

三 推薦手続

(一) 労働組合は、推薦書（別記一）に次の書類を添え
 て、所定の期間内に所轄労政事務所を経由して知事
 に提出すること。

昭和三十九年十月六日から
 昭和三十九年十一月五日まで

別記一

鳥取県知事印 名 署

西吉井 伸月 四

- 1 役員名簿
- 2 労働協約
- 3 その他資格の立証に必要な資料

所在地
 労働組合名又は使
 用者団体の名称

2 試験の種類 乙種危険物取扱主任者試験 (第4類)
 3 試験科目

(1) 基礎物理学及び基礎化学

ア 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎化

理学

イ 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎化

学

ウ 燃焼及び消火に関する基礎理論

(2) 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

ア すべての種類の危険物の性質に関する概論

イ 第4類の危険物に共通する特性

ウ 第4類の危険物に共通する火災予防及び消火の

方法

エ 第4類の危険物の品名ごとの一般性質

オ 第4類の危険物の品名ごとの火災予防及び消火

の方法

(3) 危険物に関する法令

4 受験資格
 昭和39年11月14日までに6月以上の危険物取扱の実務経験を有する者

5 受験手続

(1) 受験願書受付期間

昭和39年10月6日から昭和39年10月26日午後5時まで(郵送の場合は、昭和39年10月26日午後5時までに着信のものに限る。)

(2) 受験願書の提出先

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県総務部地方課

(3) 提出書類等

ア 受験願書

イ 6月以上危険物取扱の実務経験を有することを証する書類

エ 写真1枚

受験願書提出前6月以内に撮影した脱帽正面半身像の手札型のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載したものを受け願書の写真欄

にはりつけること。

エ 受験手数料

500円に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。

6 その他

(1) 危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類は、危険物取扱の実務について雇用主(会社の支店等にあつては支店長)の証明

(2) 納付した手数料は、申込みの取消し又は受験しなかつた場合でも返還しない。

(3) 甲種危険物取扱主任者試験及び乙種危険物取扱主任者試験のうち第1類、第2類、第3類、第5類、第6類については、昭和40年6月頃行なう予定です。

(4) その他不明の点は、鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部地方課に問い合わせてください。

昭和39年9月25日に実施したクリーニング師試験の合格者は、次のとおりである。

昭和39年10月6日

鳥取県知事 石 破 二 朗

小松原英樹	小松原杉子	高橋 昭夫	渡部 静子
長浜早枝子	木下美智枝	能勢 光夫	下垣ふみ子
秋村洋一郎	岩田 憲昌	倉本 昌訓	丸橋 良子
西原 世吉	八田 満	山本 健嗣	浜本 昭男
新井 洋一			

児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第2項の規定により昭和39年9月に行なつた保母試験の合格者は、次のとおりである。

昭和39年10月6日

鳥取県知事 石 破 二 朗

合格者

中村 哲子 吉田 礼子 浦瀬 秀子 朝田 幸子
 木原 春枝 滝田万喜枝 湯口 敏子 尾崎 恵子

郵便物
種第3種
印

00519

昭和39年10月6日 火曜日 鳥取県取報公報 第3571号

岡崎 恵子 村上 文恵 藤原 春枝 甲斐都史子
坂田 久枝 篠山 常子 宗元 光江

一部科目合格者

米山さよ子 吉田 哲子 野田 純子 前田小百合
磯田 和子 小林 斎子 藤木 秋子 石田 政子
柴田 淑子 山崎 淑子 橋本 純子 福光 澄子
大塚 順子 金本 美幸 八木恵美子 横地 明子
岡村 後子 藤山まき江 高木 敏恵 石原 祐子
田中 雪子 西村 明美 橋本 朋子 川田 文子
妹山 真江 伊達 律子 原田 久子 清水 正子
田中 真江 西木 潤子 松本 桂子 中島 敦子
山本 東恵 山西 寿枝 小林美穂子 橋本理恵子
矢城 瞳子 木原 正枝

昭和39年9月に実施した農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和39年10月6日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年12月第1項第1号に掲げる事項についての農業改良普及員資格試験の合格者)

2 条例第3条第1項第2号に掲げる事項についての農業改良普及員資格試験の合格者

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
1	二宮 隆	2	西本 公三
3	赤井 育穂	4	重親 操
5	影山 英雄	6	陶山健太郎

(第3種郵便物印)

00520

昭和39年10月6日 火曜日 鳥取県取報公報 第3571号

8 堀内 喜一 9 松村 豊
10 森田 一則

3 条例第3条第1項第1号に掲げる事項についての生
活改良普及員資格試験の合格者

受験番号 氏 名 受験番号 氏 名

1 安岡 一江 2 長谷川寿恵子

4 条例第3条第1項第2号に掲げる事項についての生
活改良普及員資格試験の合格者

受験番号 氏 名 受験番号 氏 名

1 仲倉 和子 2 林原 淳美
3 小井手寿美子 6 横山 隆子
7 中村 尚子 8 吉田 篤子
9 瀬川満智子